

令和5年度

工事監査報告



令和6年4月

環境林務部 工事監査

森林土木工事監査

1 令和5年度 森林土木工事監査の概要

森林土木工事監査は、県、市町村及びふるさとの森生産性強化対策事業等の事業主体が実施する森林土木工事の適正かつ円滑な執行に資するため、「鹿児島県環境林務部工事監査要領」に基づき、工事事務や現地の施工状況について行うものであり、契約業務、労働安全、施工体制、環境配慮、監督業務、設計積算、施工管理（工程、品質、出来形、写真）等を監査項目としている。

なお、労働災害の防止や適正な施工体制の確保、的確な監督業務等による森林土木業務の適正な履行を図る観点から、次の4項目を重点項目としている。

【重点項目】

- ① 安全管理
- ② 適正な施工体制の確保
- ③ 木材利用や環境に配慮した設計・施工
- ④ 適正な設計と的確な監督業務

2 監査対象工事及び監査実施箇所

- ・ 監査対象は、令和5年度治山・林道事業（令和3、4年度繰越工事を含む）及びふるさとの森生産性強化対策事業等で実施する林業専用道（規格相当）、計238箇所
- ・ 令和5年度は、事業進捗状況等を考慮し、治山事業61箇所、林道事業及びふるさとの森生産性強化対策事業（林業専用道（規格相当））37箇所、計98箇所（監査率41.2%）の監査を実施した。

<工事監査実施状況>

（単位：件、千円）

区分		治山		林道		合計	
		箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
県	対象箇所数	132	4,581,047	55	2,548,637	187	7,129,684
	監査箇所数	61	2,586,197	36	1,914,005	97	4,500,202
市町村等	対象箇所数	2	16,000	49	1,178,152	51	1,194,152
	監査箇所数			1	73,527	1	73,527
合計	対象箇所数(A)	134	4,597,047	104	3,726,789	238	8,323,836
	監査箇所数(B)	61	2,586,197	37	1,987,532	98	4,573,729
監査率(B/A)		45.5%	56.3%	35.6%	53.3%	41.2%	54.9%

※ 市町村等の林道には、ふるさとの森生産性強化対策事業（林業専用道）を含む。

3 監査結果

監査で注意・指導を行った事項・内容は、次のとおりである。

【重点項目】

(1) 安全管理

- ① 安全研修，訓練については，作業者全員が参加するとともに，その記録を整備すること。
- ② 安全日誌の確認者や各種点検簿の点検者の記載はその都度記録すること。
- ③ ダンプトラックの過積載防止に取り組むとともに，その記録を整備すること。
- ④ 労働安全衛生規則に基づき，地山点検を実施し，その記録を整備すること。

(2) 適正な施工体制の確保

- ① 工事カルテ（工事情報データ）の登録は，契約締結後定められた期間内（10日以内）に行うこと。
- ② 工期延期と変更指示書等により工事内容に大幅な変更がある場合は，変更施工計画書を作成（提出）すること。
- ③ 作業を行う上で必要となる資格については，下請業者も含めて免許や証明書等の確認できる書類を整備すること。（伐木作業の従事者は，チェーンソーの特別教育を受講した者 ※証明書を提出）

(3) 木材利用や環境に配慮した設計・施工

- ① 工事で使用する木柵工や丸太枠工等については，県産材を使用するとともに，県産材証明書を整備すること。
- ② 工事区域内の雨水の処理については，下流の水路等に泥水が流れ込まないように沈砂地の設置など適切な対策を講じること。
- ③ 工事で500m³以上の土砂の搬出，搬入が発生する場合は，資源有効利用促進法に基づき，再生資源利用（促進）計画を作成するとともに，計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。

(4) 適正な設計と的確な監督業務

- ① 盛土部に水路工が計画されていないことから，雨水処理のための水路工の設置を検討し，山腹の安定を図ること。
- ② コンクリート谷止工の安定のため，基礎部に変更設計で設置した止杭（梯子土台）については，支持力計算など設計根拠を整備すること。
- ③ 設計変更については，現状の出来高を把握し，増工分の対応（指示）を適切な時期に行うこと。

【一般項目】

(1) 契約業務

- ① 変更契約による工事区域の拡大などで大幅な増額となる場合は，その程度や現場の施工状況等を踏まえて，別途発注も含めて執行方法の検討を行うこと。

(2) 施工内容

- ① 設計におけるコンクリートの打設方法については、現地の状況を踏まえ、国の設計基準に基づき決定すること。
- ② 工事中に発生したコンクリート谷止工のクラックについては、今後、定点観測を行い、その結果に応じて補修を行うなど適切に対応すること。

(3) 施工管理

ア 工程管理

- ① 工程計画と現場の進捗状況を常に把握し、気象や何らかの要因で遅れが生じた場合は、フォローアップ（工程の見直し）を行うなど適切な工程管理に努めること。

イ 品質管理

特になし

ウ 出来形管理

- ① 構造物の出来形管理については、最新の「森林土木工事施工管理基準」に基づき的確に行うこと。

エ 写真管理

- ① 裏込栗石や基礎栗石など完成時点において、土砂の埋め戻しで不可視となる工種については、出来形が確認できるよう写真撮影（管理）すること。

(4) その他

- ① 共通仮設費（現場事務所）については、十分な役割を果たせる適切な場所に設置すること。
- ② 契約工期の設定において、工事内容から積み上げて工期を算定する場合は、国の要領を基に県が定めた標準工期と比較して大幅な短縮とならないよう、適切に行うこと。

4 今後の対応

以上の監査結果を踏まえ、令和6年度の工事監査を実施する。